

保険毎日新聞「みちくさ保険物語」045

わが国のこども保険（6）徴兵保険の商品設計 その3

被保険者が未成年である生命保険契約という意味での「こども保険」のルーツを探る中で、徴兵保険商品に踏み込んだところ、興味深いことをたくさん発見し、原稿が長くなってしまった。今回は、徴兵保険における一番手企業である第一徴兵保険と追随企業の商品の差に焦点を絞って考えてみたい。

第一徴兵保険は、戦後の東邦生命の前身会社であるが、創設時の正式な社名は、徴兵保険株式会社であった。他に徴兵保険を専門的に販売する会社がなかったことから、このような社名を選んだのである。同社は、徴兵保険における一番手企業であったが、先行企業の優位性を十分に発揮したとはいえなかった。太田清蔵が明治42年に大株主となってから大正はじめに至るまで利益を生まず、株主配当は無配を続けた。営業報告書によれば、大正3年に損失繰越のあと大正4年から6年までは利益は積立金や繰越され、大正7年以降になって役員報酬・株主配当がおこなわれるようになった。

大正期になってはじめて会社の財務状況が改善されたのであるが、ちょうどこの頃、富国徴兵保険相互会社という強力なライバル会社が出現し、熾烈な販売競争が展開されることになった。同社はこのような背景により、大正13年に第一徴兵保険という名称に社名を変更し、徴兵保険の「元祖」であることを強調したのである。

第一徴兵とその他の徴兵保険会社の給付条件と比較すると、第一徴兵のそれが一見して複雑なものであることがわかる。とくに第一類と第二類という分類による給付が契約を分かりにくいものとしていた可能性がある。同時期の日本徴兵、国華徴兵および富国徴兵の給付条件と比較してみよう。他社の給付条件がより単純かつ明快であることがわかる。

昭和6年日本徴兵の徴兵保険約款の給付条件

現役入営者	在営期間1年6か月以上（第2条1号）	保険金の全額
	在営期間1年6か月未満（第2条2号）	保険金の8/10
幹部候補生入営者（第2条3号） 短期現役兵入営者（第2条4号） 普通現役志願兵入営者（第2条5号） 海軍志願兵令による入団者（第2条6号） 陸海軍の兵籍に編入せらるべき学校に入学したる場合又は陸海軍 依託学生、生徒となりたる場合（第2条7号）		保険金の8/10
被保険者が1号から7号に該当しない場合（第2条）		既払保険料全額払戻

（出典）日本徴兵保険株式会社「徴兵保険普通保険約款」（昭和6年）

=====
日本徴兵保険株式会社「徴兵保険案内」（大正期）

保険毎日新聞「みちくさ保険物語」045

=====

昭和 9 年国華徴兵の徴兵保険契約の給付条件

現役入営者	在営期間 1 年 6 か月以上 (第 5 条 1 号)	保険金の全額
	在営期間 1 年 6 か月未満 (第 5 条 2 号)	保険金の 8/10
志願による陸海軍の現役入営者 (第 5 条 3 号) 短期現役兵入営者 (第 5 条 4 号) 陸海軍の兵籍に編入せられべき学校に入学 (第 5 条 5 号)		保険金の 8/10
徴兵検査の結果不当籤、不合格其の他の理由で現役に徴集されざる時 (第 5 条)		既払保険料全額払戻

(出典) 国華徴兵保険株式会社「徴兵保険普通保険約款」(昭和 9 年)

=====

国華徴兵保険株式会社「徴兵保険案内」(昭和 10 年頃)

=====

昭和 9 年富国徴兵の徴兵保険約款の給付条件

現役入営者	在営期間 1 年 6 か月以上 (第 2 条 1 号)	保険金の全額
	在営期間 1 年 6 か月未満 (第 2 条 2 号)	保険金の 80/100
幹部候補生、短期現役兵、現役志願に依る入営者及海軍志願兵令に依る入営者其他抽籤に依らざる現役入営者 (第 2 条 3 号)		保険金の 80/100
陸海軍の兵籍に編入せられるべき学校に入学したる者又は陸海軍の依託学生生徒となりたる者 (第 2 条 4 号) ⁽¹⁾		保険金の 80/100
第 2 条の各号に該当しない場合		既払保険料全額払戻

(1) 日本徴兵の約款では、「委託」学生となっている。表記の違いはあるが同一であると思われる。

(出典) 富国徴兵相互保険会社「富国徴兵保険相互会社普通保険約款」(昭和 9 年)

=====

富国徴兵保険相互会社「徴兵保険案内」昭和 6 年

=====

第一徴兵保険では、商品の簡潔化をはかった。昭和 11 年の第一徴兵の保険約款では、保険金の給付条件がよりシンプルなものとなっている。同約款によれば、第 1 類と第 2 類の分類が廃止され、第 2 条に掲げる 9 号のうち一つに該当する者に対して保険金の全額を支払う旨を記している。参考までに一覧を掲げると次のとおりである。これによれば、徴兵

保険毎日新聞「みちくさ保険物語」045

保険金の給付条件がきわめてシンプルとなり、かつ契約者に対して寛容になっていることがわかる。とくに従来は保険金の 80/100 とされていた者に対しても保険金全額支払いされるようになった点は重要であろう。

昭和 11 年の第一徴兵の徴兵保険約款の給付条件

抽籤に由り現役兵として入営したる者（第 2 条 1 号）	保険金全額支払い
籤外徴集に由り現役兵として入営したる者（第 2 条 2 号）	
補充兵として教育招集に応じ入営したる者（第 2 条 3 号）	
幹部候補生として入営したる者（第 2 条 4 号）	
短期現役兵として入営したる者（第 2 条 5 号）	
現役志願兵として入営したる者（第 2 条 6 号）	
海軍志願兵令に由り志願兵として入団したる者（第 2 条 7 号）	
陸海軍の兵籍に編入せられるべき学校に入学したる者（第 2 条 8 号）	
前各号の外陸軍補充令に由り見習士官となりたる者又は海軍武官任用令に由り中少尉若しくは少尉候補生となりたる者（第 2 条 9 号）	

出典：第一徴兵保険株式会社「徴兵保険普通保険約款」（昭和 11 年）

商品からみた徴兵保険の競争は、新興会社が給付条件のわかりやすい商品によって攻勢を仕掛けたのに対し、一番手企業は、給付条件がわかりやすく、かつ寛容な給付内容の商品を提供して対抗したことがあきらかになった。戦時期の各社の徴兵保険の商品内容については、次号で触れることにする。

以下、参考画像。

日本徴兵保険株式会社「徴兵保険案内」(大正期)



日本徴兵の徴兵保険の成長は目覚ましいものとは言えなかったが、貴族会館（旧鹿鳴館）の敷地内に本社を持つなど、影響力のある支持者を背景に手堅い経営を行っていた。

国華徴兵保険株式会社「徴兵保険案内」(昭和10年頃)

=の方様子御=
徴兵保険案内

利益配当金付



國華徴兵保險株式會社

取締役社長	川崎 甲子男
専務取締役	高梨 慶三郎
取締役	川崎 肇
取締役	川崎 大次郎
取締役	藤山 愛一郎
取締役	齊藤 眞平
取締役	山縣 良夫
監査役	近藤 利兵衛
監査役	松本 睦男
相談役	川崎 八右衛門
名譽顧問	
陸軍中將	井上 一次

東支店	東京	丸の内	電話 銀座 07
大阪支店	大阪	新町	電話 新町 11
名古屋支店	名古屋	栄	電話 栄 11
福岡支店	福岡	天神	電話 天神 11
仙臺支店	仙臺	本町	電話 本町 11
廣島支店	廣島	本町	電話 本町 11
金澤支店	金澤	本町	電話 本町 11
横濱支店	横濱	本町	電話 本町 11
神戸支店	神戸	本町	電話 本町 11
四國支店	高松	本町	電話 本町 11
信越支店	新潟	本町	電話 本町 11
熊本支店	熊本	本町	電話 本町 11
京都支店	京都	本町	電話 本町 11
北海道支店	札幌	本町	電話 本町 11
臺灣支店	臺北	本町	電話 本町 11
水戸支店	水戸	本町	電話 本町 11

◎代理店ハ全國概要ノ地ニ設置ス

昭和10年代になると国華徴兵も利益配当金付徴兵保険を発売している。これは富国徴兵の契約者配当に募集上対抗するものと考えられる。

富国徴兵保険相互会社「徴兵保険案内」昭和6年

のたがまさこあ
徴兵保険



金 基
圓 萬 百 參


富國徴兵保險相互會社

振替口座東京六五〇〇〇番

東京市麴町區丸ノ内三ノ六 電話丸ノ内(23) 二二六八八〇〇

關東支部	東京市麴町區丸ノ内三ノ六	電話丸ノ内(23) 七五四〇
關西支部	大阪市北區堂島ビルヂング	電話北(自)五八八九〇
名古屋支部	名古屋市巾着町一ノ六	電話本局(2)三八四三
九州支部	福岡市片土居町十五ビル内	電話一、〇六九番
中國支部	廣島市紙屋町住友ビル内	電話四八九一
北海道支部	札幌市南一條西八丁目五番地	電話四四九六
北陸支部	金澤市尾張町二〇番地	電話二八五番

外幣五号
昭和六年五月五日

富国徴兵は、徴兵保険会社でも後発であったが、徴兵保険では唯一相互会社形態を採用して設立された会社である。相互主義の利点を募集に活用して、急速に営業成績を伸長させた。